



2594



(社) 沖縄県医師会 殿

福 薬 第 1 8 6 5 号
平成 25 年 1 月 9 日

沖縄県福祉保健部薬務疾病対策課長



末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について（通知）

日頃より、本県の移植医療の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申しあげます。

標記につきまして、厚生労働省健康局長より通知がありましたので送付致します。

貴機関内で周知を図られますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、当該整備事業の申請には、下記の要件がございますので、ご留意願います。

記

(要 件)

1. 当該整備事業申請は、本施設整備によって（公財）骨髓バンク推進財団における認定基準を全てクリアでき、新規で当該認定申請を予定していること。
2. 平成24年度の事業については、認定施設の増加を目的としているので、既認定施設は補助対象外。

以上

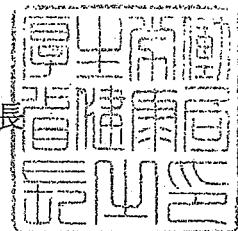
担当：沖縄県福祉保健部薬務疾病対策課 宮 里
Tel : 866-2215 Fax : 866-2241
Mail : kisemchk@pref.okinawa.lg.jp

健発1115第3号

平成24年11月15日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長 殿

厚生労働省健康局長



末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について

非血縁者間の末梢血幹細胞移植の実施については、平成22年9月7日付け健発第0907第9号当職通知の別紙「非血縁者間骨髄移植等の実施に関する指針」により実施されているところであるが、今般、末梢血幹細胞採取に係る設備（造血幹細胞数測定装置）を整備する事業を実施し、造血幹細胞移植医療の推進を図ることとしたので通知する。

事業の実施については、別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、平成24年10月26日から行うこととしたので、適正な実施に努められたい。

なお、各都道府県知事におかれでは、管内の地方公共団体、公的医療機関、医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。



別紙

末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱

1. 目的

この事業は、非血縁者間の末梢血幹細胞の採取体制を整備することにより、白血病等の治療のための造血幹細胞移植の一つの手法である末梢血幹細胞移植を推進し、もって造血幹細胞移植の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

末梢血幹細胞採取施設を設置する地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人

3. 事業の内容

末梢血幹細胞採取施設において迅速に造血幹細胞数を測定できる体制づくりのために必要な造血幹細胞数測定装置を整備する。

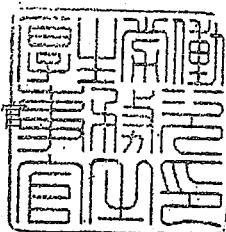
4. その他

この事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

厚生労働省発健1115第9号
平成24年11月15日

各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿

厚生労働事務次官



保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年10月26日より適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれでは、貴管内市町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。



別 紙

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱

昭和 62 年 7 月 30 日
厚生省発健医第 179 号

最終改正

〔厚生労働省発健 1115 第 9 号〕
平成 24 年 11 月 15 日

(通則)

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「精神保健福祉法」という。）第 7 条及び第 19 条の 10 に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）第 62 条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談・支援センター、どちく場、さい帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関並びに精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV 検査・相談室、食品衛生検査施設並びに末梢血幹細胞採取施設に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 105 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（（24）、（25）、（25の2）、（26）、（26の2）、（31）、（31の2）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項に基づき選定し、同法第10条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都、愛知県、さいたま市、横浜市、川崎市及び名古屋市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオントン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）及び（36）に係る整備事業、特別区が設置する（3）、（4）及び（14）に係る整備事業については、交付の対象としない。

（1）精神保健福祉法第19条の10第1項に規定する都道府県が設置する精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室（以下「精神科病院等」という。）の施設及び設備整備事業並びに同法第19条の10第2項に規定する営利を目的としない法人（以下「非営利法人」という。）が設置する精神科病院等の施設整備事業及び非営利法人のうち市町村（一部事務組合を含む。）が設置する精神科病院等の設備整備事業

ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の非営利法人が設置する精神科病院等の施設整備事業については、精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟（老人、アルコール、薬物、児童・思春期、合併症、認知症治療）等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限ることとする。

（2）精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県が設置する精神保健福祉センタ

一及び指定都市（指定都市になることが、政令の公布により明らかにされた市を含む。）が設置する精神保健福祉センターの施設及び設備整備事業

- (3) 地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する精神科デイ・ケア施設（病院併設の老人性認知症疾患デイ・ケア施設を含む。以下同じ。）の施設整備事業及び地方公共団体が設置する精神科デイ・ケア施設の設備整備事業
- (4) 都道府県、指定都市及び精神保健福祉法第33条の4第1項の規定により指定を受けた地方公共団体、公的医療機関及び非営利法人が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車の設備整備事業
- (5) 昭和59年1月14日衛発第23号厚生省公衆衛生局長通知「農山村保健対策の推進について」の別紙「農村検診センター整備要綱」により医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年8月厚生省告示第167号）第5号に該当する者が設置する農村検診センターの施設整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (6) 平成4年6月2日衛乳第115号厚生省生活衛生局長通知「食肉衛生検査所の整備について」の別紙「食肉衛生検査所整備要綱」及び平成14年3月29日食発第0329002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備の実施について」の別紙「牛海綿状脳症（BSE）検査キット整備実施要綱」により都道府県及び政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）が設置する食肉衛生検査所の施設及び設備整備事業
- (7) 平成15年6月26日食発第0626002号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「市場衛生検査所設備等整備事業について」の別紙「市場衛生検査所設備等整備事業実施要綱」により都道府県及び政令市が設置する市場衛生検査所の設備整備事業
- (8) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業
- (9) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により社会福祉法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）が設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業

- (10) 広島赤十字・原爆病院及び長崎原爆病院（以下「原爆医療施設」という。）の改築整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業
- (11) 広島市・長崎市が設置する原爆被爆者健康管理施設の設備整備事業
- (12) 日本赤十字社が原爆被爆者に多くみられる白血病等の診断のために原爆医療施設に設置する検査機器等の設備整備事業に要する費用に対する広島県又は長崎県の補助事業
- (13) 平成4年8月6日薬発第724号厚生省薬務局長通知「医薬分業推進支援センターの整備について」により都道府県薬剤師会及び法人格を有する郡市区薬剤師会が設置する医薬分業推進支援センターの施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (14) 平成4年12月10日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「結核患者収容モデル事業の実施について」により地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する結核患者収容モデル病室の施設整備事業
- (15) 平成11年12月14日健医発第1703号厚生省保健医療局長通知「多剤耐性結核専門医療機関整備事業の実施について」の別添「多剤耐性結核専門医療機関施設整備事業実施要領」により厚生労働大臣が認める者が整備する多剤耐性結核専門医療機関の施設整備事業
- (16) 平成6年6月23日健医発第746号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療拠点病院整備事業について」により地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置するエイズ治療拠点病院の施設及び設備整備事業
- (17) 公益財団法人結核予防会が設置する結核研究所の施設及び設備整備事業
- (18) 公益財団法人放射線影響研究所の施設整備事業
- (19) 平成16年9月10日健発第0910004号厚生労働省健康局長通知「がん診療施設情報ネットワーク事業の実施について」の別紙「がん診療施設情報ネットワーク事業実施要綱」により都道府県、市町村、独立行政法人等が設置する地

方中核がん診療施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備整備事業

- (20) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業。ただし、東日本大震災による電力不足対策のため、緊急に整備する非常用電源装置は除く。
- (20②) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業。ただし、東日本大震災による電力不足対策のため、緊急に整備する非常用電源装置に限る。
- (21) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業。ただし、東日本大震災による電力不足対応のため、緊急に整備する非常用電源装置は除く。
- (21②) 平成10年4月9日健医発第640号厚生省保健医療局長通知「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について」の別紙「重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市を除く。）、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置する難病医療拠点・協力病院の設備整備事業に要する費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業。ただし、東日本大震災による電力不足対策のため、緊急に整備する非常用電源装置に限る。
- (22) 平成15年4月22日健発第0422003号厚生労働省健康局長通知「難病相談・支援センターの整備について」の別紙「難病相談・支援センター施設整備事業実施要綱」により都道府県が設置する難病相談・支援センターの施設整備事業
- (23) 平成14年1月31日食発第0131007号厚生労働省医薬局食品保健部長通知「と畜場衛生設備等整備事業について」の別紙「と畜場衛生設備等整備事業実施

要綱」により都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備整備事業

(24) 感染症法第38条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した者が設置する特定感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(25) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業

(25②) 感染症法第60条の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業

(26) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(26②) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。

(27) 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化（結核病棟と一般病棟とを併せて1看護単位とすることをいう。以下同じ。）に必要な設備整備事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(27②) 感染症法第60条第2項の規定により、第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る。

(28) 平成15年12月12日健発第1212003号厚生労働省健康局長通知「さい帯血移植対策事業の実施について」の別紙「さい帯血移植対策事業実施要綱」により、日本さい帯血バンクネットワーク（日本赤十字社）が行うさい帯血バンクの設備整備事業

(29) 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により、都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備整備事業

- (30) 平成12年7月18日健医発第1108号厚生省保健医療局長通知「眼球あっせん機関の設備整備事業について」の別紙「眼球あっせん機関設備整備事業実施要綱」により、厚生労働大臣が認める者が設置する眼球あっせん機関の設備整備事業
- (31) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業
- (31②) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、市町村（一部事務組合を含む。）及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (32) 平成17年7月7日障発第0707001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療センター整備事業について」の別紙「精神科救急医療センター整備事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、医療法第31条に規定する公的医療機関、その他厚生労働大臣が適当と認める者が設置する精神科救急医療センターの施設整備事業
- (33) 平成19年2月5日健発第0205004号厚生労働省健康局長通知「組織バンクの設備整備事業について」の別紙「組織バンク設備整備事業実施要綱」により、公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者が設置する組織バンクの設備整備事業
- (34) 平成19年4月4日老発第0404004号厚生労働省老健局長通知「マンモグラフィ検診精度向上事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱」により都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者がマンモグラフィ画像読影支援システムを整備する設備整備事業
- (35) 平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局通知「平成20年度新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業実施要綱」により、都道府県が

行う施設及び設備整備事業

- (3502) 平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局通知「平成20年度新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の実施について」の別紙「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業実施要綱」により、新型インフルエンザ患者入院医療機関が行う施設及び設備整備事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (36) 平成23年4月1日健発0401第26号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談室整備事業について」の別紙「HIV検査・相談室整備事業実施要綱」により都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が設置するHIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設及び設備整備事業
- (37) 平成24年1月6日食安発0106第13号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品衛生検査施設設備整備事業について」の別紙「食品衛生検査施設設備整備事業実施要綱」により都道府県及び政令市が設置する食品衛生検査施設の設備整備事業（原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日）において検査計画の対象自治体となっている都道府県及びその管内の政令市が設置するものを除く。）
- (3702) 平成24年1月6日食安発0106第13号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品衛生検査施設設備整備事業について」の別紙「食品衛生検査施設設備整備事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が設置する食品衛生検査施設の設備整備事業（原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日）において検査計画の対象自治体となっている都道府県及びその管内の政令市又は特別区が設置するものに限る。）
- (38) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業

（交付の対象外費用）

- 4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないも

のとする。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- (2) 3の(5)、(6)、(10)及び(17)の施設に係る門、柵、塀に要する費用
- (3) 既存建物の買収 (3の(24)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (4) 3の(1)の施設のうち社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設 (建物を除く。)に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)及び(36)の施設整備事業

(ア) 第1表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該区分ごとに総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の(14)、(15)、(17)、(18)及び(24)の施設整備事業

アの(ア)に定める方法と同様の方法により算定した額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 3の(5)及び(13)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを

比較して少ない方の額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金
その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額と
を比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額と
する。

エ 3の(9)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを
比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額（寄附金を除
く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は
単独で補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じ
て得た額を交付額とする。

オ 3の(10)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを
比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額（寄附金を除
く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と広島県、長崎県、広島市及び長崎市が補助した
額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付
額とする。

カ 3の(25の2)、(26の2)、(31の2)及び(35の2)の施設整備事業

(ア) 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを
比較して少ない方の額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金
その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の
額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、 (23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、 (37の2)及び(38)の設備整備事業

- (ア) 第3表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗ずる。
- (ウ) (イ)により算出された額を第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。

ただし、(6)の牛海綿状脳症(B.S.E)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の(17)、(2002)、(24)、(28)及び(29)の設備整備事業

- (ア) 第3表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 3の(13)及び(21)の設備整備事業

- (ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

エ 3の(12)の設備整備事業

- (ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額(寄付金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額に3分の2を乗じて得た額と広島県又は長崎県が

補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

才 3の(9)の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

カ 3の(21の2)、(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2)及び(35の2)の設備整備事業

(ア) 第4表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額（(21の2)を除く。）を交付額とする。

第1表

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 补 助 率
精神科 病院	<p>次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 新設</p> <p>別表1の基準単価(1 m^2当たりの実単価が別表1の基準単価に満たないときは、$1 m^2$当たりの実単価とする。以下同じ。) ×別表2の基準面積(実面積が別表2の基準面積に満たないときは、実面積とする。以下同じ。) ×厚生労働大臣の認めた病床数。</p> <p>ただし、第4欄の(2)に掲げる法人については別表1の基準単価×厚生労働大臣の認めた面積(作業・生活療法部門の施設については、別表1の基準単価×厚生労働大臣の認めた面積)</p> <p>(2) 増設及び改築</p> <p>別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数。</p> <p>ただし、第4欄の(2)</p>	<p>精神科病院等の新設、増設、改築又は改修(平成10年12月11日障第710号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神科病院療養環境改善整備事業実施要綱」に基づく改修に限る。)のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p>	<p>(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示(昭和26年厚生省告示第167号)の1及び2に定めるものにあつては2分の1</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の法人にあつては3分の1</p> <p>沖縄県にあつては4分の3</p>

1 区 分	2 基 準、額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
	<p>に掲げる法人については 別表 1 の基準単価 × 厚生 労働大臣の認めた面積 (作業・生活療法部門の 施設については、別表 1 の基準単価 × 厚生労働大 臣の認めた面積)</p> <p>(3) 改修</p> <p>次の①、②、③及び④ により算出された額の合 計額</p> <p>① 鉄格子撤去を行う場合 1 床当たり 2,000,000 円 (1 床当たりの実単価が この額に満たないときは、 1 床当たりの実単価 とする。) × 厚生労働大 臣の認めた病床数</p> <p>② 保護室の改修を行う場 合 1 m²当たり 155,000 円 (1 m²当たりの実単価がこ の額に満たないときは、 1 m²当たりの実単価とす る。) × 別表 2 の基準面</p>		

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
	<p>積×厚生労働大臣の認め た病床数</p> <p>③ 病棟出入口扉を自動開 閉化等へ改修を行う場合 厚生労働大臣の認めた 額</p> <p>④ 病棟出入口扉を鉄扉か ら透明ガラス製扉等へ改 修を行う場合</p> <p>1か所当たり 1,000,000 円（1か所当たりの実 単価がこの額に満たない ときは、1か所当たりの 実単価とする。）×厚生 労働大臣の認めたか所数</p>		
精神保健 福祉セン ター	<p>A級 1か所当たり 別表1の基準単価×別 表2の基準面積</p> <p>B級 1か所当たり 別表1の基準単価×別 表2の基準面積</p>	<p>精神保健福祉センター の建設のために必要な工 事費又は工事請負費及び 工事事務費（工事施工の ために直接必要な事務</p>	2分の1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	
精神科デイ・ケア施設	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 独立施設型の場合 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた通所定員</p> <p>(2) 病院付設型の場合 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた通所定員</p>	<p>精神科デイ・ケア施設の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	<p>(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示第167号）の1及び2に定めるものにあっては2分の1</p> <p>(2)(1)に掲げる以外の法</p>

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
			人にあって は3分の1 沖縄県に あっては 4分の3
食肉衛生 検査所	(1) 新設及び改築 別表1の基準単価×別表 2の基準面積 (2) 増設 別表1の基準単価×厚生 労働大臣の認めた面積	食肉衛生検査所の新設 又は改築(全面改築)、 増設のために必要な工事 費又は工事請負費及び工 事事務費(工事施工のた めに直接必要な事務に要 する費用であって旅費、 消耗品費、通信運搬費、 印刷製本費及び設計監理 料等をいい、工事費又は 工事請負費の2.6%に 相当する額を限度とす る。)	3分の1
原爆被爆 者保健福 祉施設	厚生労働大臣の認めた額	原爆被爆者保健福祉施 設の新設(全面改築を含 む。)増設又は改築等の ために必要な工事費又は 工事請負費及び工事事務	3分の2

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	
結核患者 収容モ デル病室	厚生労働大臣の認めた額	結核患者収容モデル病室の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	定 額
多剤耐性 結核専門 医療機関	厚生労働大臣の認めた額	多剤耐性結核専門医療機関施設の新設、増設又は改築に必要な工事費又	定 額

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	
エイズ治療個室等の施設	<p>次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額</p> <p>(1) 個室整備 1室当たり 30,000 千円とする。</p> <p>(2) 剖検室改修 1室当たり 21,000 千円とする。</p> <p>(3) 相談指導（カウンセリング）室 1施設当たり 5,000 千円とする。</p> <p>(4) エイズ専用外来診療室 1施設当たり 5,000 千円とする。</p>	エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 表 示 率
難病相談 ・支援セ ンター	<p>次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5) により算出された額の合計額</p> <p>(1) 工事費</p> <p>別表 1 の基準単価 × 220 m^2 (改造及び補修については 厚生労働大臣が認めた 額) なお、都市部において整 備を行う場合は、別表 1 の 2 の基準単価とする。</p>	<p>(1) 工事費</p> <p>難病相談・支援セン ターの施設整備のため に必要な工事費又は 工事請負費及び工事事 務費（工事施工のため に直接必要な事務に要 する費用であつて旅費 消耗品費、通信運搬費、 印刷製本費及び設計監 理料等をいい、工事費 又は工事請負費の 2.6 %に相当する額を限度 とする。) 及び既存建 物の買収のために必要 な費用（家屋購入費）。</p> <p>ただし、暖房設備、 冷房設備（冷暖房設備 を含む。）、浄化槽設 備に必要な工事費又は 工事請負費を除く。</p>	2分の1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
	(2) 暖房工事費 1 m ² 当たり別表1の3の 基準単価×220m ² なお、都市部において、 整備を行う場合は別表1の 5の基準単価とする。 (3) 冷房工事費 1 m ² 当たり別表1の3の 基準単価×220m ² なお、都市部において、 整備を行う場合は別表1の 5の基準単価とする。 (4) 冷暖房工事費 1 m ² 当たり別表1の3の 基準単価×220m ² なお、都市部において、 整備を行う場合は別表1の 5の基準単価とする。 (5) 净化槽設備工事費 別表1の4の基準単価 ×厚生労働大臣の認めた净 化槽設備処理対象人員 なお、都市部において、 整備を行う場合は別表1の 6の基準単価 とする。	(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工 事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工 事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な 工事費又は工事請負費 (5) 净化槽設備工事費 净化槽設備に必要な 工事費又は工事請負費	

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
結 核 研究 所	厚生労働大臣の認めた額	結核研究所の施設の新築、改築又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	定 額
放射線影 響研究 所	厚生労働大臣の認めた額	放射線影響研究所の施設の新築、改築又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	定 額

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
特定感染症指定医療機関	厚生労働大臣が必要と認めた額	特定感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	定 額
第一種感染症指定医療機関	厚生労働大臣が必要と認めた額	第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	2分の1 沖縄県にあっては 4分の3

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		請負費の 2. 6 %に相当する額を限度とする。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費 (P F I 事業に限る。)	
第二種感染症指定医療機関	<p>次の (1) 及び (2) により算出された額の合計額</p> <p>(1) 新設、増設及び改築 別表 1 の基準単価 × 別表 2 の基準面積 × 厚生労働大臣の認めた病床数</p> <p>(2) 改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額</p>	<p>第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の 2. 6 %に相当する額を限度とする。</p> <p>ただし、改造及び補修を除く。)</p> <p>並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費 (P F I 事業に限る。)</p>	<p>2 分の 1 沖縄県にあっては 4 分の 3</p>

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 表 示
感染症外来協力医療機関	<p>1施設あたり 15,000千円</p> <p>ただし、面積が90m²未満の場合は、162,800円×面積</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。</p> <p>ただし、改造及び補修を除く。）</p> <p>並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）</p>	2分の1
精神科救急医療センター	別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数	<p>精神科救急医療センターの施設整備(既存病棟の改修)のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅</p>	<p>(1) 都道府県、指定都市にあっては、 2分の1</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の</p>

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	者にあっては、3分の1
新型インフルエンザ患者入院医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1)新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 (2)改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。 ただし、改造及び補修の場合には補助対象としない。)	2分の1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
H I V検 査・相談 室	1施設あたり 31,000千円	H I V検査又はエイズ に関する相談に必要な施 設整備のための工事費又 は工事請負費及び工事事 務費（工事施工のために 直接必要な事務に要する 費用であつて旅費消耗品 費、通信運搬費、印刷製 本費及び設計監理料等を いい、工事費又は工事請 負費の2.6%に相当する 額を限度とする。）及び 既存建物の買収のために 必要な費用（家屋購入 費）。	2分の1

第2表

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
農村検診 センター	別表1の基準単価×厚生労働 大臣の認めた面積	農村検診センターの新 設又は改築のために必要 な工事費又は工事請負費 及び工事事務費（工事施 工のために直接必要な事 務に要する費用であって 旅費、消耗品費、通信運 搬費、印刷製本費及び設 計監理料等をいい、工 事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限 度とする。）	2分の1
原爆被爆 者保健福 祉施設	厚生労働大臣の認めた額	原爆被爆者保健福祉施 設の新設（全面改築を含 む。）、増設又は改築等 のために必要な工事費又 は工事請負費及び工事事 務費（工事施工のために 直接必要な事務に要する 費用であって旅費、消耗 品費、通信運搬費、印刷 製本費及び設計監理料等 をいい、工事費又は工事	3分の2

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	
原爆医療施設	厚生労働大臣の認めた額	原爆病院の改築等のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	3分の2
医薬分業推進支援センター	別表1の基準単価×別表2の基準面積	医薬分業推進支援センター新設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を	2分の1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
		いい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	
第一種感染症指定医療機関	厚生労働大臣が必要と認めた額	第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）	2分の1 沖縄県にあっては4分の3
第二種感染症指定医療機関	次の（1）及び（2）により算出された額の合計額。 （1）新設、増設及び改築	第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事	2分の1 沖縄県にあっては4分の3

1 区 分	2 基 準、額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
	<p>別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数</p> <p>(2) 改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額</p>	<p>事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修を除く。）</p> <p>並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）</p>	
感染症外来協力医療機関	<p>1施設あたり 15,000千円</p> <p>ただし、面積が90m²未満の場合は、162,800円 ×面積</p>	<p>感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請</p>	2分の1

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 补 助 率
		<p>負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p> <p>並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）</p>	
新型インフルエンザ患者入院医療機関	<p>次の（1）及び（2）により算出された額の合計額</p> <p>（1）新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数</p> <p>（2）改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額</p>	<p>新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。）</p>	2分の1

第3表

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対象経費	5補助率
精神科 病院	初度設 備費	<p>各施設ごとに次により算出された額の合計額 $12,600\text{円} \times \text{厚生労働大臣の認めた病床数}$</p> <p style="margin-left: 100px;">ただし、老人性認知症疾患治療病棟にあっては$157,000\text{円} \times \text{厚生労働大臣の認めた病床数}$</p>	<p>精神科病院等の新設又は増設（老人性認知症疾患治療病棟にあっては改築を含む。）に伴う初度設備を購入するため必要な備品購入費</p>	<p>2分の1 沖縄県にあっては4分の3</p>
その他 の設備 費		<p>各施設ごとに次により算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病棟</p> <p>(1)特殊浴槽設備 $4,285,100\text{円} \times \text{該当施設数}$</p> <p>(2)リハビリテーション設備 $1,412,000\text{円} \times \text{該当施設数}$</p>	<p>患者の入浴及びリハビリテーションの設備を整備するため必要な需用費（消耗品費）、備品購入費及び工事請負費</p>	<p>2分の1 沖縄県にあっては4分の3</p>

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
精神保健福祉センター	初度設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) A級の場合 3,990,000円×厚生労働大臣の認めた新設施設数</p> <p>(2) B級の場合 2,625,000円×厚生労働大臣の認めた新設施設数</p>	精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するため必要な備品購入費	2分の1
精神科デイ・ケア施設	初度設備費	<p>各施設ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>21,000円×厚生労働大臣の認めた通所者の定員</p>	精神科デイ・ケア施設の新設に伴う初度設備を購入するため必要な備品購入費	2分の1
精神科救急車		<p>精神科救急車 2,447,000円</p>	精神科救急車を整備するため必要な備品購入費	3分の1
原爆被爆者保健福祉施設	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するため必要な	3分の2

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
			な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料	
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	建物の内部改装等に必要な経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料	3分の2
原爆被爆者健康管理施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	原爆被爆者健康管理施設の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の2
食肉衛生検査所	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉衛生検査所の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1
	牛海綿状脳症(BSE)検	次により算出された額の合計額 (1)90検体の検査キットの場合	牛海綿状脳症(BSE)検査に必要な検査キットを購入するるために必要な備品	10分の10

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対象経費	5補助率
	検査キット設備費	<p>175,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数</p> <p>(2) 180検体の検査キットの場合 257,250円×厚生労働大臣が必要と認めた員数</p> <p>(3) 240検体の検査キットの場合 302,400円×厚生労働大臣が必要と認めた員数</p>	購入費	
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉の衛生確保のために必要な検査機器の備品購入費	3分の1
市場衛生検査所	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	市場衛生検査所における微生物及び理化学検査等に必要な検査機器の備品購入費	3分の1

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
エイズ治療拠点病院	診療支援ネットワーク設備費	1施設当たり 5,769,000円	全国のエイズ治療拠点病院をネットワークで繋ぐために必要な備品購入費（導入費用を含む。）	10分の10
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	エイズ治療拠点病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
結核研究所	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	公益財団法人結核予防会の設置する結核研究所の設備を購入するために必要な経費	定額
地方中核がん診療施設等	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	がん診療施設情報ネットワーク事業に必要な地方中核がん診療施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備を購入するるために必要な備品購入費	2分の1

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
難病医療拠点協力病院	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 医療機器</p> <p>ア. 人工呼吸器 2,384,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 患者監視（モニタリング）装置 1,520,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(2) 非常用電源装置</p> <p>ア. 非常用発電機 207,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 無停電電源装置 40,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(3) 検査機器</p> <p>ア. 電気メス 3,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p>	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対象経費	5補助率
		イ: 電気鋸 5,000,000円×厚生労 働大臣が必要と認めた 台数		
とちく 場	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	とちく場の設備を 購入するため必要 な備品購入費	2分の1
特定感 染症指 定医療 機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000円×厚生労働大 臣の認めた病床数	特定感染症指定医 療機関の新設又は増 設に伴う初度設備を 購入するため必要 な需用費(消耗品費)及び備品購入費	定額
第一種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第一種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するため必要 な需用費(消耗品 費)及び備品購入費	2分の1 沖縄県に あっては 4分の3
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するため必要 な需用費(消耗品 費)及び備品購入費	2分の1 沖縄県に あっては 4分の3

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	結核病棟のユニット化に必要な設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 4,200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 イ. 感染防御設備 130,000円	第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するため必要な備品購入費	
	その他の設備費	4,200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数	第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するため必要な備品購入費	
さい帯血バンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	さい帯血バンクにおけるさい帯血の採取及び保存等に必要な設備を購入するため必要な経費	定額
精神科救急情報センター	設備費	次により算出された額の合計額 (1)精神科救急情報センター 1施設当たり 5,000,000円	精神科救急情報センターの設備を購入するために必要な備品購入費(導入費用を含む。)	定額

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(2)精神科救急医療施設 1施設当たり 300,000円		
眼球あっせん機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1)ス ^ペ キュラーマイクロスコープ 1施設当たり 2,960,000円 (2)クリーンベンチ 1施設当たり 1,500,000円	眼球あっせん機関の設備を購入するため必要な経費	2分の1
組織バンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	組織バンクにおける組織の採取、処理、保存等に必要な設備を購入するために必要な経費	10分の10
マンモグラフィ検診実施機関	設備費	マンモグラフィ画像読影支援システム 15,750,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	マンモグラフィ画像読影支援システムの設備を購入するため必要な備品購入費	2分の1

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
新型インフルエンザ患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 130,000円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するため必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 2,160,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2) 個人防護具 3,550円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (3) 簡易陰圧装置 4,200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 (4) 簡易ベッド 50,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するため必要な設備購入費	

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
感染症 外来協 力医療 機関	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 880,000円</p> <p>(2) HEPAフィルター付パーテイション 200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(3) 個人防護具 3,550円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分</p>	感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
HIV 検査・ 相談室	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	HIV検査又はエイズに関する相談に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1
食品衛 生検査 施設	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) ゲルマニウム半導体検出器</p>	食品衛生検査施設の設備を購入するために必要な備品購入費（導入費用を含む）	2分の1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
		<p>18,381,000円×厚生労 働大臣が認めた台数</p> <p>(2) 放射性物質簡易測定 器</p> <p>5,460,000円×厚生労 働大臣が認めた台数</p>	。)	
末梢血 幹細胞 採取施 設	設備費	<p>造血幹細胞数測定装置 1施設当たり 15,165,000円</p>	造血幹細胞数測定 装置を購入するため に必要な備品購入費	10分の10

第4表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
原爆医療施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	白血病等の診断を行うために必要な精密検査用機器等の備品購入費	2分の1
原爆被爆者保健福祉施設	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するため必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料	3分の2
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	建物の内部改裝等に必要な経費及び設備を購入するため必要な備品購入費並びに委託料	3分の2
医薬分業推進支援センター	設備費	次により算出された額の合計額 (1)備蓄・薬事情報・調剤センター 44,354,000円×該当施設数	建物の内部改裝、空調に必要な経費及び調剤、医薬品保管、薬事情報収集等に必要な備品購入費	2分の1

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対象経費	5補助率
		(2)備蓄・薬事情報センター 30,179,000円×該当施設数 (3)備蓄・調剤センター 32,384,000円×該当施設数 (4)調剤・薬事情報センター 26,145,000円×該当施設数 (5)備蓄センター 18,209,000円×該当施設数 (6)薬事情報センター 11,970,000円×該当施設数 (7)調剤センター 14,175,000円×該当施設数		2分の1
難病医療拠点・協力病院	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 医療機器 ア. 人工呼吸器 2,384,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対象経費	5補助率
		<p>イ. 患者監視(モニタリング)装置 1,520,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(2) 非常用電源装置</p> <p>ア. 非常用発電機 207,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 無停電電源装置 40,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>(3) 検査機器</p> <p>ア. 電気メス 3,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p> <p>イ. 電気鋸 5,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</p>		

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
第一種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第一種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 沖縄県に あっては 4分の3
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 沖縄県に あっては 4分の3
結核病 棟のユ ニット 化に必 要な設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 4,200,000円×厚生労働 大臣が必要と認めた病床数 イ. 感染防御設備 130,000円	第二種感染症指定 医療機関の結核病棟 のユニット化に必要 な設備を購入するた めに必要な備品購入 費		
その他 の設備 費	4,200,000円×厚生労働 大臣が必要と認めた病床数	第二種感染症指定 医療機関に設置する 感染症病室簡易陰圧		

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
			装置を購入するため に必要な備品購入費	
新型インフルエンザ患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 $130,000\text{円} \times \text{厚生労働大臣の認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するため必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 $2,160,000\text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (2) 個人防護具 $3,550\text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた人数分}$ (3) 簡易陰圧装置 $4,200,000\text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するため必要な設備購入費	

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(4) 簡易ベッド 50,000円×厚生労働大臣が認めた台数		
感染症 外来協 力医療 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) HEPAフィルター付空 気清浄機(陰圧対応も 可能なものに限る) 1施設当たり 880,000円 (2) HEPAフィルター付パ ーティション 200,000円×厚生労働 大臣が必要と認めた台 数 (3) 個人防護具 3,550円×厚生労働大 臣が必要と認めた人数 分	感染症外来協力医 療機関の設備を購入 するために必要な備 品購入費	2分の1

(交付額の下限)

6. 3の(6)及び(23)の事業については、5の(2)により算出された額が100千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 一般会計と特別会計の間、施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。

イ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。

ウ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、8に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）又は厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣等」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1-①又は1-②により厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(施設整備事業の場合)

ア 建物の設置場所

イ 建物の規模若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

ウ 病床数

エ 入所定員又は通所定員

(設備整備事業の場合)

ア 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量

イ 病床数

ウ 入所定員、通所定員又は利用定員

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならぬ。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月15日現在における事業遂行状況を別紙様式2により毎年度2月末日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。
- (補助事業者が地方公共団体の場合)
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3-①又は3-②による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (補助事業者が地方公共団体以外の場合)
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5ヶ年間保管しておかなければならぬ。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式7により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(14) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(13)に掲げる条件((2)中入所定員及び通所定員を除く。)を附さなければならない。この場合において(1)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の2月15日」とあるのは「当該事業年度の2月5日」と「毎年度2月末日」とあるのは「毎年度2月15日」と「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と(6)中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と(10)中「別紙様式7」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとす

る。

- (16) (15)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- (17) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (18) 補助事業者が国所管の特例民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式第9により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付したうえで、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

（申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。
- ア 補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月末日まで（3の（38）を除く。）に地方厚生（支）局長に提出するものとする。なお、3の（38）に係る申請については、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合
- 補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日まで（3の（38）を除く。）に地方厚生（支）局長に提出するものとする。なお、3の（38）に係る申請については、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。また、3の（37の2）に係る申請については、別紙様式4-②により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の場合

補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣等に提出するものとする。なお、3の(37の2)に係る申請については、別紙様式4-②により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に地方厚生(支)局長に提出を行うものとし、地方厚生(支)局長は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。(2)において同じ。)を行うものとする。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合、地方厚生(支)局長は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。
- (3) (1)又は(2)以外の場合、厚生労働大臣は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、別紙様式5-①による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6-①による年度終了実績報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うものとする。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合

補助事業者は、別紙様式5-①又は5-②による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6-①又は6-②による年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の場合

補助事業者は、別紙様式5-①又は5-②による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式6-①又は6-②による年度終了実績

報告書を厚生労働大臣等に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により5、8、9及び12に定める算定方式、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1の2 (都市部における1m²当たりの基準単価)

(単位:円)

都道府県別	施設種別 構造別	難病相談・支援センター	
		鉄筋及び木造	ブロック
青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄		(157,500) 160,400	(138,000) 140,400
北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島		(150,000) 152,800	(131,400) 133,700
栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎		(142,600) 145,100	(124,700) 126,900
徳島、愛媛、福岡、大分		(135,000) 137,600	(118,200) 120,300

(注) 平成21年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

別表1の3 (冷暖房設備工事費: 1m²当たりの基準単価)

(単位:円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
(11,900) 12,100	(16,700) 17,000	(20,900) 21,200

(注) 平成21年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位:円)

難病相談・支援センター
(28,700) 29,200

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
 2. 平成21年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

別表1の5 (都市部における冷暖房設備工事費 : 1 m²当たりの基準単価)
(単位:円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
(12,500) 12,700	(17,500) 17,900	(21,900) 22,300

(注) 平成21年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

別表1の6 (都市部における浄化槽設備工事費基準単価)
(単位:円)

難病相談・支援センター
(30,100) 30,700

- (注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 平成21年度からの継続事業については、上段()書きの単価を適用する。

別表2

基 準 面 積

施 設 别	基 準	面 積
精神科病院	1 新 設	25.0 m ²
	2 増設及び改築 ただし、 老人精神病棟に改築する場合	13.2 //
	認知症治療病棟に改築する場合	15.3 //
	3 改 修	25.0 //
精神保健福祉センター	1 A 級	10.0 //
	2 B 級	825 m ²
精神科救急医療センター	改 修	408 //
精神科デイ・ケア施設	1 独立施設型	25.0 m ²
	2 病院付設型（認知症デイ・ケア施設 を含む）	16.3 m ²
食肉衛生検査所	2 病院付設型（認知症デイ・ケア施設 を含む）	11.3 //
	年間と畜検査頭数	
	1 30万頭以上	500 m ²
	2 20万頭以上30万頭未満	450 //
	又は、年間食鳥検査羽数	
	1 300万羽以上	500 //
医薬分業推進支援センター	2 30万羽以上300万羽未満	450 //
	1 備蓄・薬事情報・調剤センター	200 m ²
	2 備蓄・薬事情報センター	180 //
	3 備蓄・調剤センター	120 //
	4 調剤・薬事情報センター	100 //
	5 備蓄センター	100 //
	6 薬事情報センター	80 //
	7 調剤センター	20 //

施設別	基準面積
第二種感染症指定医療機関	新設、増設及び改築 15.0 m ²
新型インフルエンザ患者受入医療機関	新設、増設及び改築 15.0 m ²

番年月
号日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿

都	道	府	県	知	事	○○○○	印
指	定	都	市	市	長	○○○○	印
中	核	市	市	市	長	○○○○	印
政	令	市	市	区	長	○○○○	印
特	別	区	村			○○○○	印
市	町					○○○○	印
法人名及び代表者名						○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
 に係る事業内容の変更承認申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 施設整備事業

- (1) 施設名
- (2) 設置主体
- (3) 事業内容の変更理由
- (4) 設置場所

変更前

変更後

- (5) 規模及び構造

(6) 経費所要額調

別紙様式4-①の別紙(1)及び(2)の要領に準じて作成すること。

なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(7) 添付書類

ア 都道府県及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については、収入支出予算書(見込書)抄本)

イ 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳

ウ その他参考となる書類

(注) 交付要綱の5の第1表及び第2表に定める区分ごとに別葉とし、上記(1)～(7)について作成すること。

2 設備整備事業

(1) 施設区分

(2) 事業内容の変更概要及び理由

(注) 別紙様式4-①の別紙(1)及び(3)の要領に準じて作成すること。

なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

(3) 添付書類

ア 歳入歳出予算書(見込書)抄本(非営利法人については収入支出予算書(見込書)抄本)

(注) 予算額に変更がない場合は省略してもよい。

イ その他参考となる書類

(注) (1)～(3)については各施設毎に別葉で作成し、添付すること。

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙様式 1-②

(3の(37の2)に係るもの)

番年月
号日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都	道	府	県	知	事	○○○○	印
指	定	都	市	市	長	○○○○	印
中	核	市	市	市	長	○○○○	印
政	令	市	市	市	長	○○○○	印
特	別	区	区	区	長	○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
(東日本大震災復興特別会計分)に係る事業内容の変更承認申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 施設区分：食品衛生検査施設

2 事業内容の変更概要及び理由

(注) 別紙様式4-②の別紙(1)及び(2)の要領に準じて作成すること。

なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書きし、
変更後を下段に対応して記入すること。

3 添付書類

(1) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 予算額に変更がない場合は省略してもよい。

(2) その他参考となる書類

番号
年月日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県	知事	事長	○○○○
指定都市	市長	長	○○○○
中核市	市長	長	○○○○
政令別区	市区	長	○○○○
特例市	町村	長	○○○○
法人名及び代表者名			○○○○

印
印
印
印
印
印
印
印
印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
 国庫補助金に係る事業遂行状況の報告について

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金による施設整備事業の遂行
 状況及び工事経過等について次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 事業施行状況（別紙（1）のとおり）
- 2 工事種別進捗状況（別紙（2）のとおり）
- 3 工事の経過状況を証する写真
- 4 その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙(1)

事業施行状況

施設名	設置主体	区分	施工面積数	工事施工率	金額	備考
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 まで竣工見込量				
		自平成 年 月 日				
		まで竣工見込量				
		小計				
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 まで竣工見込量				
		自平成 年 月 日				
		まで竣工見込量				
		小計				
		計				

(注) (1) 竣工量については、本報告書提出年月日までについて記入すること。

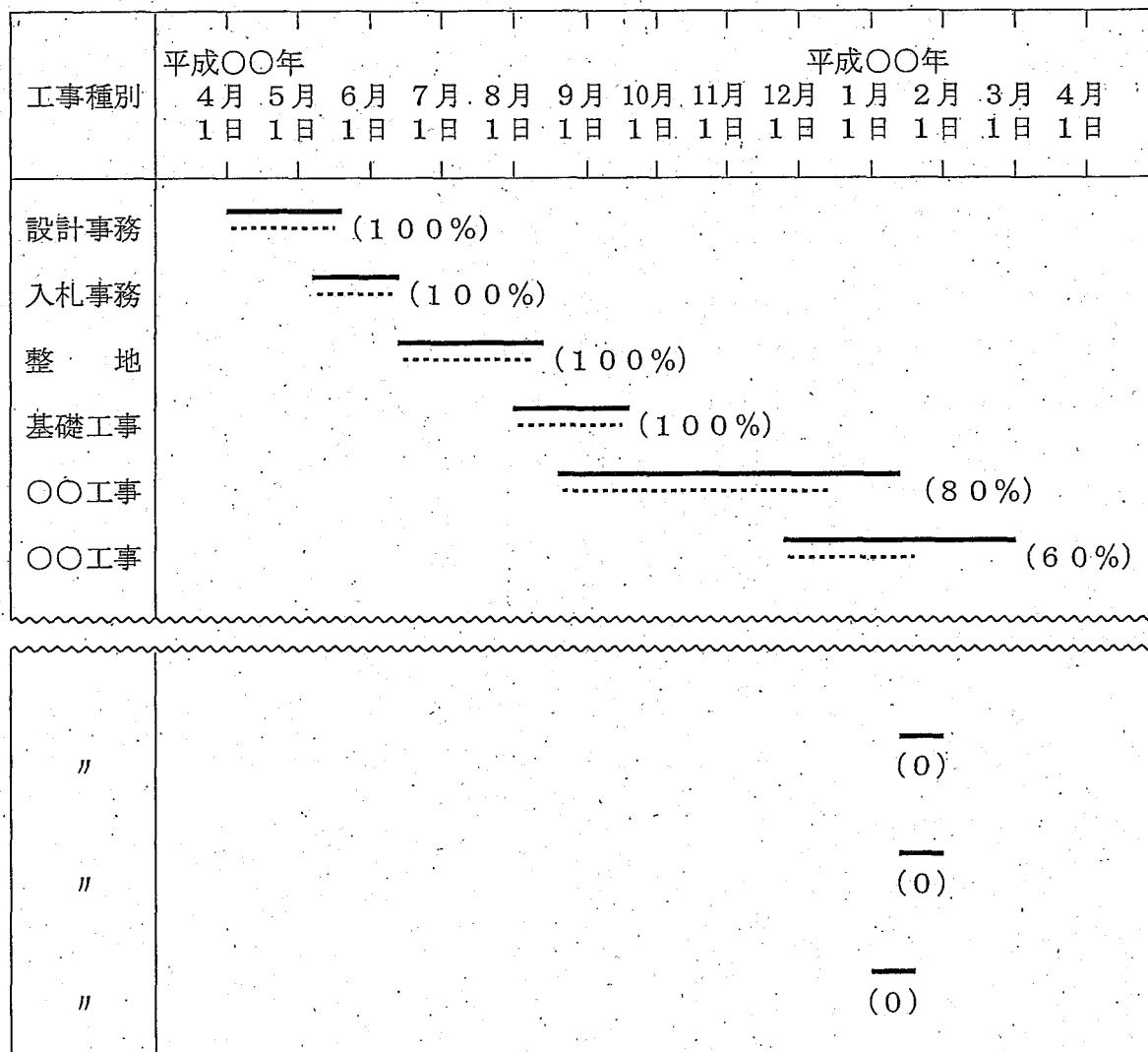
(2) 竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。

(3) 備考欄には、施工済又は予定の工事内容を簡単に記入すること。

別紙(2)

工事種別進捗状況

(施設名 ○○○○○)



(注) 1 工事種別ごとに、その予定を実線で示し、その下に本報告書提出月日現在まで

の工事進捗状況を点線で示すとともに、その出来高量を%をもって示すこと。

2 施設ごとに別葉に作成すること。

補 助 金 調 書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出								
			科 目	予 算 現 額	収入済額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	翌 年 度	うち国庫 補 助 金 相 当 額		
円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
(項) 保健衛生施設整備費														
(目) 保健衛生施設等														
施設整備費補助金														
(項) 地域保健対策費														
(目) 保健衛生施設等														
設備整備費補助金														

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越しを行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越し額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。
- 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは、「都道府県」と、「地方公共団体」とあるのは、「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越し額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金等相当額」の欄を設けること。

補 助 金 調 書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出			うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額							
東日本大震災復興特別会計 (項) 社会保障等復興政策費 (目) 保健衛生施設等 設備整備費補助金	円			円	円			円	円	円	円	円	円	

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（）をもって附記すること。

番号
年月日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事	○○○○	印
指定都市市長	○○○○	印
中核市市長	○○○○	印
政令市市長	○○○○	印
特別区区長	○○○○	印
市町村長	○○○○	印
法人名及び代表者名	○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙（1）のとおり）
- 3 所要額内訳及び事業計画書
 - (1) 施設整備事業（別紙（2）のとおり）
 - (2) 設備整備事業（別紙（3）のとおり）

4. 添付書類

- (1) 平成 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（非営利法人にあっては定款
又は寄附行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本）

（注）予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

- (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳（施設整備事
業関係）

（注）整備計画書に添付した図面等に変更がない場合は省略することができる。

- (3) 年度別施設整備計画（施設整備事業関係）

当該施設整備事業が2年以上にまたがる計画のものである場合は、別添（様
式）により各施設ごとに作成し添付するものとする。

- (4) 見積書の写し等（設備整備事業関係）

- (5) その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生
施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明
記すること。

別紙(1)

経費所要額調書

(単位:円)

区分	国庫補助基本額 (A)	(申請額) 国庫補助所要額 (A) ×補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 (B) - (C) = (D)
施設整備事業				
設備整備事業				
合計				

- (注) 1 本調書の各区分ごとの金額は、別紙(2)及び(3)の所要額内訳のI~M欄の金額と一致すること。
 2 (C)欄、(D)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

施設整備事業所要額内訳等及び事業計画書

1 所要額内訳

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入予定額	差引額 $((A)-(B))$ $= (C)$	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (C)(D)及び (E)のいずれか 少ない額 (F)	都道府県(市)の負担(補助)基 本額 30(8)、(9)、(2502) (2602)及び(350 2)の事業にあっては(F)= (G)、上記以外は、(F)X2 /3=(G)	都道府県 又は市の 補助額 (H)	国庫補助 基本額 (F)、(G)及び(H) のいずれか少ない額 (I)	補助率 (J)	国庫補助 所要額 (I) X (J) = (K)	既交付 決定額 (L)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (K)-(L) = (M)	備考
(直接補助) ○○精神科病院 ○○感染症 指定医療機関	円	円	円	円	円	円		円	円		円	円	円	
小計														
(間接補助) ○○農村検診 センター ○○原爆被爆者 保健福祉施設							円	円						
小計														
計														

(注) (1) 精神科病院又は精神科救急医療センター、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関であって、増設工事、改築工事及び改修工事を同時に行う場合は、上段に増設分を、下段に改築・改修分をそれぞれ分けて記入すること。

(2) 別紙事業費内訳は、各施設ごとに別業とすること。

内訳は別
紙のとおり

事業費内訳

○○施設

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	建築工事費		円	円	
	管理棟				
	治療棟				
	治病棟				
	○○○棟				
	○○○○				
	附帯工事費				
	電気設備工事				
	給排水設備工事				
	暖房設備工事				
補助対象外事業費	○○設備工事				
	○○○○工事				
	工事事務費				
	○○○○				
合計					
補助対象外事業費	用地買収費				
	事務雜費				
	○○○費				
合計					
総計					

2. 事業計画書

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 事業の目的

(3) 敷地の面積及び所有状況

敷地区分	所有者名	面 積	備 考
自己所有地		m ²	
借 地			
買 収 用 地			
計			

(注) 当該施設の設置に必要な敷地として予定するものについて記入

すること。

(4) 施設の構造及び規模

(精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)

区分	既 設		整 備 計 画				備 考
	病床数	うち国庫補助による病床数	整備計画 総病床数	当該年度 整備計画 病床数	うち国庫 補助申請 病床数	病棟出入 口扉整備 計画数	
新 設			床	床	床		建m ² ○階建延m ²
構 造							
増 設	床	床					建m ² ○階建延m ²
構 造							
改 築							建m ² ○階建延m ²
構 造							
改 修							
鉄格子撤去							建m ² ○階建延m ²
保護室改修							
構 造							
自動開閉化等へ改修							○○病棟
透明ガラス扉等へ改修							○○病棟
計							

- (注) ① 備考欄には、当該年度において整備する施設の面積等を記入すること。
 ② 精神科病院については医療従事職員の充足計画を作成添付することとし、自動開閉化及び透明ガラス扉等の改修を行う場合には、改修内容を記載した書面を作成添付すること。

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者
保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線
影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

1 表

構 造	規 模 (延面積)				備 考
	○ 階	○ 階	○ 階	計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	各室の面積は 2表のとおり

(注) (1) 施設の型別及び部門別の定員等を備考欄に記入すること。

(2) 精神科デイ・ケア施設については、施設従業職員(職種ごとに)の
充足計画を作成添付すること。

2 表

○ 階			○ 階			○ 階		
室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積
		m ²			m ²			m ²
小 計			小 計			小 計		

(食肉衛生検査所の場合)

1 表 所轄と畜場等の規模等

所轄と畜場等	所在 地	検査所までの移動距離	年間日数	と畜頭数(頭)又は食鳥処理羽数(羽)					
				現 在			將 来		
				大動物	小動物	食 鳥	大動物	小動物	食 鳥
計									

(注) 将来数は概ね5年後までの見込量を記入すること。

2 表 食肉衛生検査所の構造及び部門別面積

建築構造		平屋 鉄筋コンクリート造り又は木造 階建		建築部門	m ²	
管理部門		事務所 m ²	○○室 m ²	(小計)		
補助対象部分	検査部門	病理検査室 m ²	理化学検査室 m ²	(小計) m ²		
		微生物検査室 m ²	準備室 m ²			
		標本室 m ²	冷凍冷蔵庫 m ²			
		便所 m ²	○○○室 m ²			
		浴室 m ²	更衣室 m ²	廊下 m ²	(小計) m ²	
その他の部門		車庫 m ²	○○ m ²		(小計) m ²	
補助対象外部分					(小計) m ²	

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	個室、剖検室、相談指導室及び外来診療室整備計画												備考	
	整備計画総数				当該年度整備計画数				うち国庫補助申請数					
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室		
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延 m ²	
構造														
増設														
構造													延 m ²	
改修														
構造													延 m ²	
計														

(注) 備考欄には、当該年度において整備する施設の面積を記入すること。

(難病相談・支援センターの場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m^2 1日あたり利用者数(職員数を含む。) 人
③所在地	
④整備場所の選定理由	
⑤関係機関との距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分			
		新築	改築	増築	買収
①相談室	m ²				
②談話室					
③地域交流活動室					
④研修室					
⑤便所					
⑥洗面所					
⑦事務室					
⑧その他					
計					

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に
「○○室兼○○室」と明記すること。

(HIV検査・相談室の場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日当たり利用者数(職員数を含む。) 人
③所在地	
④整備場所の選定理由	
⑤最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分			
		新築	改築	増築	買収
①採血室	m ²				
②検査室					
③相談室					
④待合室					
⑤便所					
⑥洗面所					
⑦事務室					
⑧その他					
計					

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に
「○○室兼○○室」と明記すること。

3表 地方自治体からのHIV検査・相談事業の受託実績

委託機関	前年度実績		今年度計画	
	HIV検査	相談	HIV検査	相談
	件	件	件	件

(注) 事業主体が、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人の場合に記載すること。

(5) 工事の施工方法

直 営
請 負

(6) 施工予定期間

着 工 平成 年 月 日
竣 工 平成 年 月 日

(7) 業務開始(予定)年月日

平成 年 月 日

(8) 平成20年4月17日健発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 無

別添（様式）

年度別施設整備計画

(年度別工事内訳)

○ ○ 施設

区分	費目	総事業		年度別内訳						備考	
		面積	金額	○○年度		○○年度		○○年度			
				面積	金額	面積	金額	面積	金額		
補助対象事業費	建築工事		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	
	○○○○										
	○○○○										
	附帯工事										
	○○○○										
	○○○○										
補助対象外事業費	○○工事										
	○○○○										
	○○○○										
	合計										
	○○										
	○○○○										
総計	○○										
	○○○○										
合計	○○○○										
	○○○○										
総計											

設備整備事業所要額内訳

区分		総事業費	寄附金その他の収入予定額	差引額	基準額	対象経費支出予定額	選定額 (C)、(D) 及び(E)のい ずれか少ない額	都道府県(市)の補助基本額 30(8)、(2102)、(2502)、 (2602)、(2702)及 び(3502)の事業にあって は、F=G、 上記以外は、 (F) × 2/3 = (G)	都道府県又は市の補助額 (H)	国庫補助基本額 (F)、(G)及び(H) のいづれか少ない額	補助率 (J)	国庫補助所要額 (I) × (J) = (K)	既交付決定額 (L)	差引追加交付(一部取消) 申請額 (K) - (L) = (M)	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)			
(直接補助)															
[例]	[例]														
○○精神科病院	初度設備費 その他の設備費 小計														
○○食肉衛生検査所	初度設備費 BSE検査キット(90検体) BSE検査キット(180検体) BSE検査キット(240検体) 小計														
小計															
(間接補助)															
[例]	[例]														
○○感染症指定医療機関	設備費														
小計															
計															

(注) (1) 基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳については、別紙のとおり。

(2) 3の(6)の牛海绵状脳症(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳

施設区分

種 目	品 目	基 準 額			対 象 経 費 支 出 予 定 額				備 考
		員 数	単 価	金 領	規 格 (型 式)	数 量	単 価	金 領	
初度設備費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計		円	円			円	円	
その他の設備費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計								

(注) (1) 備考欄には、施設か所数、国庫補助病床数、入所定員数、通所定員数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。

(2) 施設区分ごとに別葉で作成のこと。

別紙様式 4-②

(3の(37の2)に係るもの)

番号
年月日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事	○○○○	印
指定都市市長	○○○○	印
中核市市長	○○○○	印
政令市市長	○○○○	印
特別区区長	○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
(東日本大震災復興特別会計分) の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額 金 円

- 2 経費所要額調書(別紙(1)のとおり)
- 3 所要額内訳及び事業計画書(別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) 見積書の写し等

(3) その他参考となる書類

別紙(1)

経費所要額調書

(単位：円)

区分	国庫補助基本額 (A)	(申請額) 国庫補助所要額 (A) ×補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 (B) - (C) = (D)
設備整備事業 (食品衛生検査施設)				
合計				

(注) 1 本調書の各区分ごとの金額は、別紙(2)の所要額内訳のF～J欄の金額と一致すること。

2 (C) 欄、(D) 欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

設 備、整 備、事 業 所 要 額 内 訳

区分		総事業費 (A)	寄附金その他 の収入予定額 (B)	差引額 (C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	国庫補助基本額 (C)、(D)及び(E)の いずれか少ない額 (F)	補助率 (G)	国庫補助 所要額 (F)×(G) =(H)	既交付決定額 (I)	差引追加交 付(一部取消) 申請額 (H)-(I) =(J)	備考
食品衛生検査施設	設備費	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
計												

(注) 基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳については、別紙のとおり。

基準額算出内訳並びに対象経費支出予定額内訳

施設区分 食品衛生検査施設

種 目	品 目	基 準 額			対 象 経 費 支 出 予 定 額				備 考
		員 数	単 価	金 額	規 格 (型式)	数 量	単 価	金 額	
設 備 費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 計		円	円			円	円	

(注) 備考欄には、施設か所数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。

番号
年月日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿
 地方厚生(支)局長 ○○○○ 殿

都道府県知事	○○○○	印
指定都市市長	○○○○	印
中核市市長	○○○○	印
政令市市長	○○○○	印
特별行政区長	○○○○	印
市町村長	○○○○	印
法人名及び代表者名	○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
 国庫補助金の事業実績報告書

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)
- 3 施設整備事業実績報告書 (別紙(2)のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 歳出歳入決算書(見込額)抄本(非営利法人については、収入支出決算書(見込書)抄本)
 - (2) 施設整備事業関係
 - ア 竣工した建物の配置図、平面図及び立面図
(注) 交付申請書又は変更交付申請書に添付した図面に変更がない場合は、省略することができる。
 - イ 工事請負契約書の写し(工事内訳書を含む。)
 - ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第7項による検査済証の写し
 - エ 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
 - (3) 設備整備事業関係
契約書の写し、検査調査の写し等
 - (4) その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

支出済事業費内訳

○ ○ 施設

区分	費目	総事業費			年度別内訳						備考	
		員数	単価	金額	年度	員数	単価	金額	年度	員数	単価	
補助対象事業費	建築工事費											
	管理棟											
	治療棟											
	病棟											
	○○○棟											
	○○○○棟											
	附帯工事費											
	電気設備工事											
	給排水設備工事											
	暖冷房設備工事											
補助対象外事業費	○○設備工事											
	○○○○工事											
	工事事務費											
	○○○											
合計												
補助対象外事業費	用地買収費											
	○○工事費											
	○○○工事費											
	合計											
総計												

(注) 事業が単年度事業の場合には、総事業費欄にのみ記入し、2年以上にわたる継続事業の場合には、年度別内訳も記入すること。

2 機器整備事業

区分		総事業費	寄附金 その他の 収入予定 額	差引額	基準額	対象経 費の実 支出額	選定額 (C)、(D) 及び(E)のい ずれか少ない額	都道府県(市)の 補助基本額 30(8)、(2102)、 (2502)、(2602)、 (2702)、(3502) の事業にあっては (F)=(G)	都道府 県(市) の補助 額 (H)	国庫補助基 本額 (F)、(G)及び(H) のいずれか少ない額 (I)	補助率 (J)	国庫助 助所要額 (I)×(J) =(K)	国庫補助付 交決定額 (L)	国庫助 助受入済 額 (M)	差国補 助過△不足 額 (M)-(K) =(N)	引庫助 助未済 額 (L)-(M) =(O)	引助入額 備考
(直接補助)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
[例]	○○精神科病院	初度設備費 その他の設備費 小計															
○○食肉衛生 検査所	初度設備費 BSE検査キット(90検体) BSE検査キット(180検体) BSE検査キット(240検体) 小計																
小計																	
(間接補助)																	
[例]	○○感染症 指定医療機関	設備費															
小計																	
合計																	

(注) (1) 基準額算出内訳並びに対象経費の実支出額内訳は、別添のとおり。

(2) 3の(6)の牛海绵状脳症(BSE)検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括購入して整備する場合については、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額(食肉衛生検査所ごとに、第3欄に定める基準額を第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額をいう。)の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

基準額算出内訳並びに対象経費実支出額内訳

施設区分

種目	品目	基 準 額			対象経費実支出額			備考
		員数	単価	金額	規格 (型式)	数量	単価	
初度設備費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		円	円			円	円
	計							
その他の設備費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
	計							

- (注) (1) 備考欄には、施設か所数、国庫補助病床数、入所定員数、通所定員数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。
- (2) 施設区分ごとに別表で作成のこと。

施設整備事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 敷地の面積及び所有関係

敷地区分	所有者名	面 積	備 考
		m ²	
自己所有地			
借 地			
買 収 用 地			
計			

(注) 当該施設の設置に要した敷地について記入すること。

3 施設の構造及び規模

(精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)

区分	既 設 今 回 整 備 数						備 考
	病床数 ①	うち国庫補助による病床数 ②	整備済病床数 ③	うち国庫補助による整備病床数 ④	計 ①+③	病棟出入扉整備か所数	
新 設			床	床	床		
構 造							
増 設	床	床					
構 造							
改 築							
構 造							
改 修							
鉄格子撤去							
保護室改修							
構 造							
自動開閉化等へ改修							
透明ガラス扉等へ改修							
計							

(注) 精神科病院のうち自動開閉化及び透明ガラス扉等の改修を行った場合は、改修内容を記載した書面を作成添付すること。

精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、原爆被爆者
保健福祉施設、原爆医療施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線
影響研究所及び感染症外来協力医療機関の場合

1 表

構 造	規 模 (延 面 積)				備 考
	○ 階	○ 階	○ 階	計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	各室の面積は 2表のとおり

(注) 施設の型別及び部門別の定員等を備考欄に記入すること。

2 表

○ 階			○ 階			○ 階		
室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積	室 名	室 数	面 積
		m ²			m ²			m ²
小 計			小 計			小 計		

(食肉衛生検査所の場合)

1 表 所轄と畜場等の規模等

所轄と畜場等	所在 地	検査所までの距離	年間移動日数	と畜頭数(頭)又は食鳥処理羽数(羽)					
				現 在			將 来		
				大動物	小動物	食 鳥	大動物	小動物	食 鳥
計									

(注) 将来数は概ね5年後までの見込量を記入すること。

2 表 食肉衛生検査所の構造及び部門別面積

建築構造		平屋 鉄筋コンクリート造り又は木造		建築部門		m ²
管理部門	事務所	m ²	○○室	m ²		(小計)
補助対象部分	病理検査室	m ²	理化学検査室	m ²	(小計)	
	準備室	m ²				
	微生物検査室	m ²	冷凍冷蔵庫	m ²		
	標本室	m ²	○○○室	m ²		
	浴室	m ²	更衣室	m ²	便所	m ²
その他の部門					廊下	m ²
補助対象外部分	車庫	m ²	○○	m ²		(小計)

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	今 回 整 備 実 績				うち国庫補助による整備数				計				備考
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延 m ²
構造													
増設													延 m ²
構造													延 m ²
改修													延 m ²
構造													延 m ²
計													

(難病相談・支援センターの場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m^2 1日あたり利用者数(職員数を含む。) 人
③所在地	
④整備場所の選定理由	
⑤関係機関との距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分			
		新築	改築	増築	買収
①相談室		m ²	m ²	m ²	m ²
②談話室					
③地域交流活動室					
④研修室					
⑤便所					
⑥洗面所					
⑦事務室					
⑧その他					
計					

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「○○室兼○○室」と明記すること。

(H I V 検査・相談室の場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日当たり利用者数(職員数を含む。) 人
③所在地	
④整備場所の選定理由	
⑤最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

2表 施設の部門別面積

施設整備	既 設	今回整備分			
		新築	改築	増築	買収
①採血室	m ²				
②検査室					
③相談室					
④待合室					
⑤便所					
⑥洗面所					
⑦事務室					
⑧その他					
計					

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に
「○○室兼○○室」と明記すること。

4 工事の施工方法

直 営
請 負

5 施工期間

着工 平成 年 月 日
竣工 平成 年 月 日

6 業務開始年月日 平成 年 月 日

7 平成20年4月17日健発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 無

(注) 抵当権を設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること

7 国庫補助金受入経過

区分	交付決定通知 年月日及び番号	交付決定額	受入年月日	受入金額	備考
第 1 回					
第 2 回					
第 3 回					
第 4 回					

小計					
国庫補助金 所要精算額					
受入未済額					
計					

8 工事契約の概要

工事名	契約金額	うち国庫補助 対象分	契約年月日	工事期間	工事請負 業者名
本体工事	円	円			
電気設備工事					
○○設備工事					
○○○○○					
計					

別紙様式 5-②
(3の(37の2)に係るもの)

番号
年月

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

都	道	府	県	知	事	○○○○	印
指	定	都	市	市	長	○○○○	印
中	核	市	市	市	長	○○○○	印
政	令	市	市	市	長	○○○○	印
特	別	区	区	長		○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
(東日本大震災復興特別会計分) の事業実績報告書

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書(別紙のとおり)
- 3 添付書類
 - (1) 歳出歳入決算書(見込額)抄本
 - (2) 契約書の写し、検収調書の写し等
 - (3) その他参考となる書類

経費所要額精算書

設備整備事業

区分		総事業費 (A)	寄附金その他 の収入予定額 (B)	差引額 (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	国庫補助 基本額 (C)、(D)及び (E)のいずれかない 額 (F)	補 助 率 (G) =(H)	国庫補助 所要額 (F)×(G) =(H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入済額 (J)	差引国庫 補助過△ 不足額 (J)-(H) =(K)	差引補助 受入未済額 (I)-(J) =(L)	備考
食品衛生検査施設	設備費	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
合計														

(注) 基準額算出内訳並びに対象経費の実支出額内訳は、別添のとおり。

別添

基準額算出内訳並びに対象経費実支出額内訳

施設区分 食品衛生検査施設

種目	品目	基 準 額			対象経費実支出額				備考
		員数	単価	金額	規格 (型式)	数量	単価	金額	
設備費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		円	円			円	円	
	計								

(注) 備考欄には、施設か所数並びに施設別の品目及び数量を記入するとともに必要に応じて設置理由、用途等参考となる事項を具体的に記入すること。

番号
年月日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿
 地方厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事	○○○○	印
指定都市長	○○○○	印
中核市長	○○○○	印
政令市長	○○○○	印
特例市長	○○○○	印
市区町村長	○○○○	印
法人名及び代表者名	○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
 国庫補助金の年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告する。

※ 厚生労働本省において明許縫越を行った事業については、「平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの縫越分)」と明記すること。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 基本額	補助金額	事業費支払実績 見込額	事業進捗率	補助金受入額	事業費	補助金額	着工年月	完了予定期間年月		
	円	円	円			円	円				

別紙様式 6-②

(3の(37の2)に係るもの)

番号
年月日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

都道府県	知事長	○○○○	印
指定道	市長	○○○○	印
中核市	市長	○○○○	印
政令市	市区長	○○○○	印
特別区		○○○○	印

平成 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
(東日本大震災復興特別会計分) の年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告する。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間			摘要
	事業費 基本額	補助金額	事業費支払実績 見込額	進捗率	事業費 受入額	補助金額	事業費 年月	補助金額 年月	着工年月	完了予定期間 年月		
	円	円	円	円	円	円	円	円	年月	年月		

第 号
平成 年 月 日

[厚生労働大臣 殿
地方厚生(支)局長 殿]

補助事業者名

平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定があつた保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金について、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱第7(10)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

第 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

間接補助事業者名

平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった〇〇〇補助金について、
交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） | 金 | 円 |

(注) 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

平成 年度補助金等支出明細書

特例民法法人名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額	千円 (A)	
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	千円	
(2) 一般管理費	千円	
(3) その他の管理費		
内容	金額	
-----	千円	
-----	千円	
合計	千円	
合計	千円	
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
-----		千円
合計	千円 (B)	
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
-----		千円
合計		
6. その他		
内容	金額	
-----	千円	
-----	千円	
合計	千円	
7. 再補助・再委託等の割合	% (B / A)	

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正部分

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談・支援センター、とちく場、さい帯血パンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関並びに精神科救急医療センター、組織パンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、H.I.V検査・相談室、食品衛生検査施設並びに末梢血幹細胞採取施設に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 前文 (略)</p> <p>(1) ~ (37の2) (略)</p> <p>(38) 平成24年11月15日健発1115第3号厚生労働省健康局長通知「末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業について」の別紙「末梢血幹細胞採取施設設備整備事業実施要綱」により、地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する末梢血幹細胞採取施設の設備整備事業</p>	<p>別 紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談・支援センター、とちく場、さい帯血パンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関並びに精神科救急医療センター、組織パンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、H.I.V検査・相談室並びに食品衛生検査施設に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 前文 (略)</p> <p>(1) ~ (37の2) (略)</p>

改 正 後					現 行				
(交付の対象外費用) 4 (略)					(交付の対象外費用) 4 (略)				
(交付額の算定方法) 5 前文 (略) (1) (略)					(交付額の算定方法) 5 前文 (略) (1) (略)				
(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、 (25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、 <u>(37の2)</u> 及び <u>(38)</u> の設備整備事業 (ア)～(ウ) (略)					(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、 (25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37) 及び <u>(37の2)</u> の設備整備事業 (ア)～(ウ) (略)				
イ～カ (略)					イ～カ (略)				
第1表・第2表 (略)					第1表・第2表 (略)				
第3表					第3表				
1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率	1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
食品衛生検査施設	(略)	(略)	(略)	(略)	食品衛生検査施設	(略)	(略)	(略)	(略)
末梢血幹細胞採取施設	設備費	造血幹細胞数測定装置 1施設当たり <u>15,165,000円</u>	造血幹細胞数測定 装置を購入するため に必要な備品購入費	10分の10					

改 正 後	現 行
<p>第4表 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8. 前文 (略)</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。</p> <p>ア 補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、<u>毎年度5月末日まで(3の(38)を除く。)</u>に地方厚生(支)局長に提出するものとする。なお、3の(38)に係る申請については、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合</p> <p>補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、<u>毎年度5月末日まで(3の(38)を除く。)</u>に地方厚生(支)局長に提出するものとする。なお、3の(38)に係る申請については、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。また、3の(37の2)に係る申請については、別紙様式4-②により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>9～14 (略)</p> <p>別表1・別表2 (略)</p> <p>別紙様式1～9 (略)</p>	<p>第4表 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8. 前文 (略)</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。</p> <p>ア 補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、<u>毎年度5月末日まで</u>に地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市の場合</p> <p>補助事業者は、別紙様式4-①による申請書に関係書類を添えて、<u>毎年度5月末日まで</u>に地方厚生(支)局長に提出するものとする。なお、3の(37の2)に係る申請については、別紙様式4-②により、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>9～14 (略)</p> <p>別表1・別表2 (略)</p> <p>別紙様式1～9 (略)</p>